

2015年10月 吉日

様

滋賀県中小企業家同友会

代表理事 蔭山 孝夫

代表理事 坂田 徳一

〒525-0059 草津市野路8丁目13-1

電話 077(561)5333 FAX077(561)5334

E-Mail : jimu@shiga.doyu.jp

URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

2016年度 滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

□滋賀県中小企業家同友会の概要

- ・創立 1979年1月
- ・代表理事 蔭山孝夫（滋賀建機（株）会長） 坂田徳一（（株）坂田工務店代表取締役）
- ・会員数 600名（中小企業経営者）
- ・中小企業家同友会は、経営者の自主的な自助努力による継続的な経営の安定と発展、経営者の資質向上と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています。

□中小企業家同友会の3つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱（じん）な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

I. はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下「滋賀同友会」：1979年1月創立、会員数600名）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で会を運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

私たちは、自主的自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を改善することに努め、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、知事、商工観光労働部長、県議会各会派に提出し、その実現を目指して意見交換を重ねてまいりました。

また、私たちは2003年以来、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定と、地域においては「中小企業振興基本条例」の制定を提言してまいりました。

その成果として、2010年6月に「中小企業憲章」が閣議決定され、2012年11月の県議会定例会において「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（以下 県活性化条例）」が可決され、2013年4月1日より施行されました。

私たちは、この画期的な憲章と条例の具体化および活用を期待するとともに、私たち自身が元気な中小企業をつくる主人公であるという自覚と責任を持って事業活動に臨み、滋賀県経済を再生・発展させる決意です。

第二次安倍内閣のもと、「大胆な金融緩和」「機動的な財政出動」「民間投資を喚起する成長戦略」（いわゆる「アベノミクス」）が進められ、円安と株高現象、そして公共事業と輸出関連企業を中心に収益の改善が見られるものの、その恩恵は大企業と都市部に偏り中小企業や地域経済にまで広がっている実感はまだありません。

政府は『まち・ひと・しごと創生本部』を立ち上げ、若年層の就労・結婚・子育て支援、東京一極集中の歯止め、地域課題の解決をめざしているものの、成果は今後に期待するばかりです。

地域企業の実体は消費税増後の消費水準が改善されず、その大きな落ち込みを自力で何とか凌ぎ改善しつつある状況であり、混迷するギリシャや中国経済の影響を踏まえて、先行きの不安感は拭えておりません。

業績の改善と言っても、小規模企業ほどその歩みは遅く、滋賀県経済の圧倒的多数占める中小・小規模企業の実体は、まだまだ厳しいものがあります。

知事の選挙公約となる政策提案集「人と地域が☆キラリ☆と輝く7つ星の滋賀(チームしが)」の中で、「犠牲者のない経済・社会へ」として「地域の事業者の活性化があつてこそ足腰の強い産業振興となります」とみんなが幸せになる経済政策を謳い、「中小企業が犠牲となって大企業が儲かる」「労働者が我慢して経営者が潤う」「国の、大企業のおこぼれをあてにする経済政策」

は良くないことを強調し、「誰かが犠牲になる経済」から「犠牲者のない経済」「売り手よし、買い手よし、結果として世間よし」の経済・社会を尽くす施策をめざすと宣言されました。

これは、グローバル化の下で、いまや神話となった「おこぼれ経済」「トリクルダウン」の経済理論から脱却し、地域の暮らしを守り、豊にすることでこそ地域の、ひいては日本の経済や社会が自立的に発展する道への大転換を意味していると受け止めさせていただきます。

2015年3月に策定された「滋賀県基本構想」の基本理念と5つの目指す姿にも「新しい豊かさ」を県民すべてが享受できる地域社会の創造が謳われており、上記の姿勢が活かされているものと考えております。

私たちが望むことは、人間らしく生きることができる地域社会のもと、安定した消費購買力をつくり、国内市場の安定拡大を図ることです。そのような思いからして、知事の掲げた地域に軸足を置き、地域の暮らしを第一にした経済政策への転換と、「滋賀県基本構想」の理念と目指す姿の精神を大いに歓迎するものです。

なによりも、これらが単なるスローガンや掛け声に終わることなく、具体的施策として多くの人々の意見を踏まえつつ施策が示されることに期待をいたします。

知事の公約や「滋賀県基本構想」の理念を実現していくためには、その実践の担い手であり推進するエンジンとなる自主的・自覚的に結集する主人公が多数必要です。

私たちは地域になくてはならない企業づくり、地域で人々が人間らしく生きのための諸課題の解決を、社員と共に知恵と力を結集し、自社をイノベーションさせて実現する経営を、自主的な自助努力で取り組んでまいりました。

そのような地域社会の一員としての企業の責任を踏まえ、その経営努力と新しい豊かさを実感できる滋賀の実現を県行政と共に進めていくために、以下の通り要望と提言を行います。

県独自で解決できる事、国に対して要望する事などに分けて、関係各位の取り組みをお願いいたします。

Ⅱ． 2016年度滋賀県に対する中小企業家の要望と提案

1. 「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（以下、県活性化条例）」を実効性のあるものにするための具体的施策を講じていただきたい。

2010年に政府が「中小企業憲章」（以下 憲章）を閣議決定し、県では2013年4月1日から「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」（以下 県活性化条例）が施行されました。憲章と県活性化条例による中小企業の振興、ひいては地域振興に向けた具体的な取り組みを進めるために、以下のことを要望いたします。

1) 「中小企業憲章」と「県活性化条例」の精神を広く県民に根付かせること。

①県では10月に「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」を定め、行政、経済団体、支援機関等が連携して情報発信や支援策、諸活動等を強化し積極的に実施されていますが、中小企業を「社会の主役」として位置付け、「どんな問題も中小企業の立場で考え」、中小企業が光り輝くこと

で豊かな国民生活を実現すると謳い、県活性化条例制定の弾みともなった憲章の精神を広めるという位置付けが全くなく、取り組みへの参加も行政と関係機関に偏っているのではないでしようか。

つきましては、県の定める月間での取り組みに憲章の普及推進も位置付け、一次産業の従事者や、消費者、教育関係者など地域を形成する多様な人々に対しても、その意義を広める取り組みを行っていただきたい。

なお、中小企業家同友会では毎年6月に憲章を広める推進月間を設けて国会で集会を行い、衆参国會議員へ憲章の国会決議を要請していますので、県の定める月間においても参加協力することを惜しみません。

②滋賀県として憲章の国会決議を政府へ要請し、県が本気で中小企業や小規模事業者を社会の主役として位置付け、人と地域が輝く滋賀を実現しようとしている姿勢を全国に先駆けて行っていたきたい。

2) 滋賀県における中小企業の果たす役割を、企業数・従業者数（従業者規模別企業・事業所数）・売上高・付加価値・人件費・納税額（{法人税、給料の所得税}）で明確に示していただきたい。

県活性化条例（リーフ）では、滋賀県における中小企業数は39,165社で、県内企業に占める割合は99.8パーセント、うち小規模企業は34,238社であると記載されています。この説明には雇用者数と比率は紹介されていません。

一方、「中小企業白書（2013年版）」の付属統計

H18年総務省事業所企業統計（滋賀県）

資料には、県内中小企業数は36,834社で、県内企業に占める割合は99.8パーセント、うち小規模企業は31,999社、中小企業の常用雇用者数は218,733人で78.2パーセント、従業者数は294,729人で83.8パーセントであると記載されています。

ここには従業者規模別での企業（事業所）数が記載されておきませんので、少し古いデータになりますが、平成18年総務省事業所企業統計によると、県下55,768事業所（民営）の99.

従業者規模	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1人～4人	34,270	61.5%	72,864	13.1%
5人～9人	10,435	18.7%	67,937	12.2%
10人～19人	5,884	10.6%	79,222	14.2%
20人～29人	2,033	3.6%	48,198	8.7%
30人～49人	1,470	2.6%	55,029	9.9%
50人～99人	969	1.7%	67,104	12.1%
100人～199人	414	0.7%	55,367	9.9%
200人～299人	128	0.2%	30,604	5.5%
300人以上	124	0.2%	80,263	14.4%
派遣・下請従業者のみ事業所	41			
合計	55,768			

7%、雇用の85.7%（476,325人）を中小企業が占めています。しかも、従業者規模では5人未満の事業者が61.5%、10人未満で80.2%、20人未満で全体の90.8%を占めており、したがって、滋賀県経済を元気にするためには、これら多数の中小企業、とりわけ、従業者数20人未満の小規模事業所を元気にする条件と環境を整備することが欠か

せないことを示しています。

県内中小企業の果たす役割を明らかにすることは、中小企業が社会の主役であることを広める上で欠かせないことであり、中小企業施策を立案するためにも重要なことだと考えます。

県として掴んでおられる実際の数値を示していただきたい。

3) 各自治体と連携し、継続性のある中小企業の実態調査ができる仕組みづくりを行っていただきたい。

①中小企業が社会の主役として継続して発展する条件と環境を整備するためには、実態調査によってその地域の最新情報をつかみ、その地域に合った支援策を講じることが求められます。中小企業を振興する条例を制定した自治体では、「調査・条例・産業振興会議」を3点セットとして、特に調査活動に力を入れて取り組むところが増えています。

調査活動をすることで、地元の中小企業の現状について自治体職員自身が実感をもって把握できたことが各自治体の財産となり政策に反映されています。滋賀県として各自治体と連携し、計画的に予算措置を行うなど各自治体に対して継続的に実態調査ができるように支援策を講じてください。

○参考

松山市中小企業振興対策事業ホームページ

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/chusyoukigyoutyusyokigyoushinko.html>

②各産業や地域単位で「産業振興会議（仮称）」を設置し、中小企業を主人公にした戦略立案を恒常的に行う条件と環境を整備していただきたい。

なお、既存の経済団体との意見交換を単発的に行うことだけでは実効性のある中小企業振興施策をつくり得ないことから、条例を制定し実践を始めている先進的な地方公共団体が取り組んでいる最も重要な取り組みであることを加えて提案いたします。

4) 中小企業振興による新たな地域経済振興施策の調査研究および普及を恒常的に取り組む研究会活動を各自治体や中小企業、関係団体と共に行っていただきたい。

中小企業や小規模事業者を社会の主役と位置付け、その振興を地域振興と一体となって推進する取り組みは、全国的にも新しいこれからの課題です。ゆえに、全国、全世界の先進事例や調査研究などの英知を活かし、取り組んでいくことが大切です。

例えばフランスでは、2000年にEU小企業憲章が制定されたのを契機に起業支援策を強力に推し進め2000年代初頭から歯止めが掛かり、「個人事業主制度」が施行された2009年には前年比75.1パーセント増と驚異的な伸びを見せ、その傾向は維持され2013年2月の起業数が57,748社と過去最高を記録しています。この制度では、手続きがネットでできるなど簡便化され、社会保障費も収入によって下限無く減免されます。外国人でもビザの種類を問わず登録できるなど極めて有効なものになっています。

アメリカでは、地域再投資法（CRA）で地域金融を機能させ、規制柔軟化法（RFA）で中

小企業の不利益障害を取り除くなどキメの細かい実効性の有る法体系を整備しています。そして、注目すべきはそれらの法の実効性を担保するためにアメリカ中小企業庁の中に専門の機関(アドボカシーオフィス)を設置し、中小企業の重要性を確認し、その健全な発展のための「守り手」の役割を果たしています。

2006年度版米国中小企業白書で紹介された、地域経済活性化のプログラム「エコノミックガーデニング」は1980年代後半からコロラド・リトルトンなどで取り組まれ、地域の産業創出並びに雇用創出で高い成果を挙げたことで注目されています。この取り組みは日本でも紹介され、幾つかの自治体で先行事例が生まれています。

このように、世界的には趨勢となっている中小企業振興による地域振興施策を学んで実践することが欠かせません。

2. 「中小企業憲章」の精神と「県活性化条例」に基づいて、中小企業が発展する環境をつくるために、以下の施策を講じていただきたい。

1) 地産地消型、自立分散型エネルギー社会を中小企業の参加で推進するために

県は平成25年3月に「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を策定し、「大規模集中型」のエネルギー供給体制から再生可能エネルギーをはじめとする分散型エネルギーの導入促進をすすめています。また、今年7月に発表した県基本構想においても、地域主導による「地産地消型」「自立分散型の新しいエネルギー社会づくり」を掲げています。これを単なるスローガンにするのではなく、県民や関連地域の人々の安心・安全な暮らしを出来るだけ早い時期に実現するために、地域で推進する主体の育成と環境整備が必要です。その立場で、以下のことを要望いたします。

①「産」「学」「官」「民」が目標と計画を共有し新しいエネルギー社会の実現に取り組む環境整備を。

「原発に依存しない自立したエネルギー社会」を出来るだけ早く「滋賀」から実現するためには、「省エネ」「節エネ」「創エネ」「畜エネ」をキーワードに、小水力、バイオマス、太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進、スマートハウス・シティ、エコタウンの普及など、原発に依存しない新しい社会づくりを積極的に推進しなければなりません。これは、ひとり「官」だけの取り組みでは実現し得ないことです。「産」「学」「官」「民」の英知を結集し、その実現に向けた目標期限と行動計画を共有する条件と環境を整えていただきたい。

②「グリーンイノベーション」の推進で地域を元気に。

「グリーンイノベーション」の推進を節約や新たな規制というネガティブな捉え方ではなく、地域づくり・仕事づくりに繋げるための具体的な施策が必要です。地域に根ざしたエネルギー事業会社の主導による多様な電力供給主体のあり方を研究し、典型となるビジネスモデルをつくり出すための条件と環境を整備していただきたい。そのために必要な法的緩和、地域の資源で地域のエネルギーをまかなうために、必要なエネルギー関連分野のネットワークの形成、政府の外部

資金の獲得などもめざしていただきたい。

③「エネルギーシフト」を地域と共同で。

上記の取り組み＝「エネルギーシフト」は、地域内の再生可能エネルギー事業を創出し地域経済の活性化と、新規事業創出による雇用機会の拡大、地産地消型、自立分散型（自家発電等）の持続可能なエネルギーを地域に備え、災害時の対応力を高めることとなります。すでに再生可能エネルギーを「つくる」「ためる」技術は進化しており、エネルギーをためる（蓄電する）ことでエネルギーの自給自足率を向上させる取り組みが始まっています。このような先進的な取り組みを地域に広めていくために、意欲のある地域のあらゆるセクターに呼びかけ、「びわ湖エネルギーシフト促進協議会（仮称）」を立ち上げ、「エネルギーシフト」を地域の共同で推進する場をつくっていただきたい。

○会員企業の実践紹介～（株）快樂住宅

現代の社会はどこにいても多くの情報を得られることが基本となっている。しかし、その情報のやり取りを行うネットワークや放送は全て電力が安定して供給されることが安定動作の前提となっているため、日本においては現状電力のほとんどは系統からの供給に頼っています。当社はそこに分散電源を提供することでより安定した電力環境の構築と情報ネットワークの維持に貢献していきたいと考えています。

当社の事業分野

- 1、独立電源製品の提供
- 2、小型電源装置

電力容量 1kWh～3kWh 出力 AC100V/350W～1500W

太陽光パネル 200W クラス 1 枚または 2 枚による充電対応が可能



3、独立電源システムの設計・施工

蓄電池・太陽光パネル・充電器・インバーター・コントローラなどを統合しお客様に最適なシステムを設計・施工します。

大容量(5kWh～)、大出力(100V/200V/单相 3 線/三相 3kW～)、大入力(PV 3kW～、風力

400W～)

蓄電池（鉛ベース／リチウム系）

インバーター

チャージコントローラ

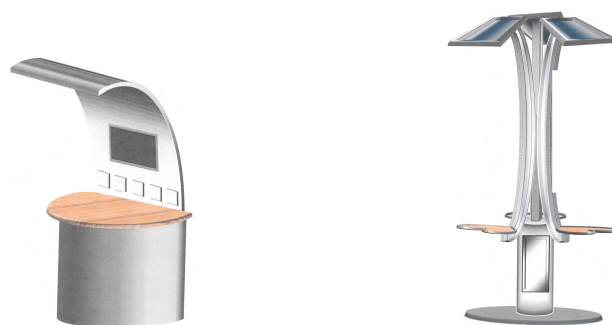
システム



4、独立電源システム応用商品の開発

独立電源システムをコアにして以下の商品の企画・開発を行っています

・ デジタルサイネージシステム



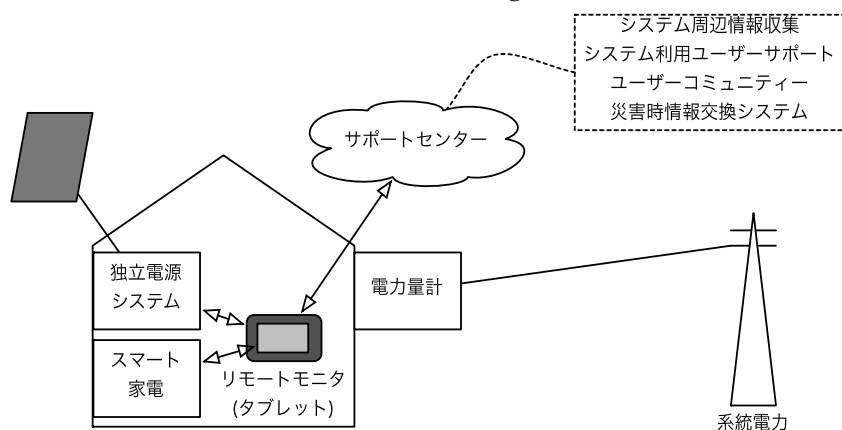
5、立電源システムを基盤とするネットワーク商品の開発・提供・運用

電源システムを基盤とすることで、ネットワーク関連機器の電源を非常時においても自ら確保する。

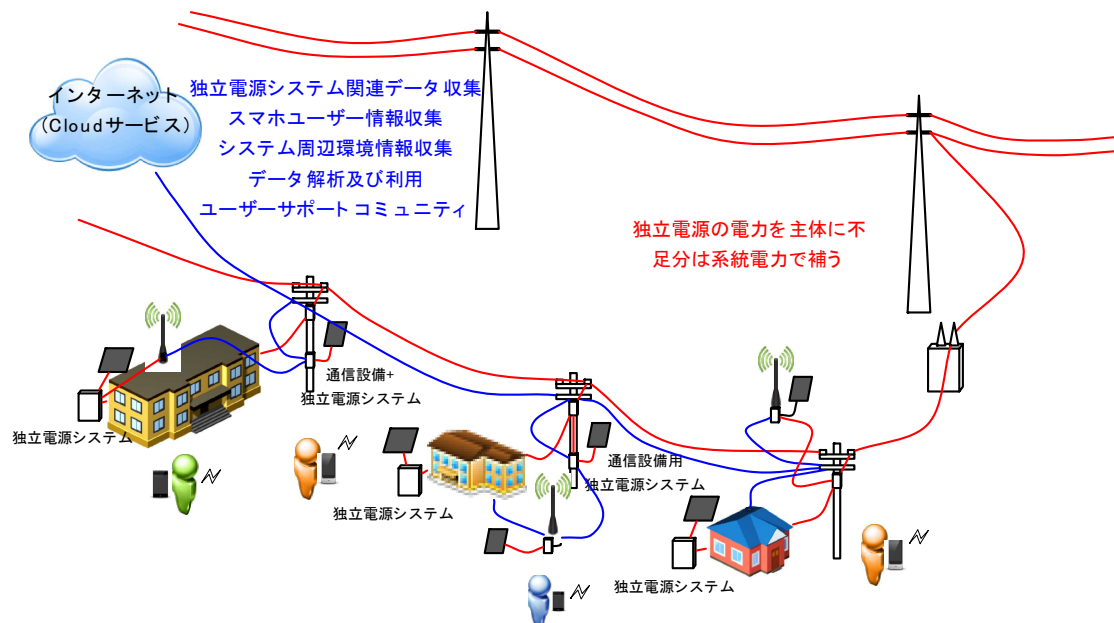
既存の普及しているデバイスを有効的に利用することで安価にネットワークを構築する。(タブレット・スマートフォンやIoT 機器)

情報の収集とコミュニケーションのツールの基本機能を開発中

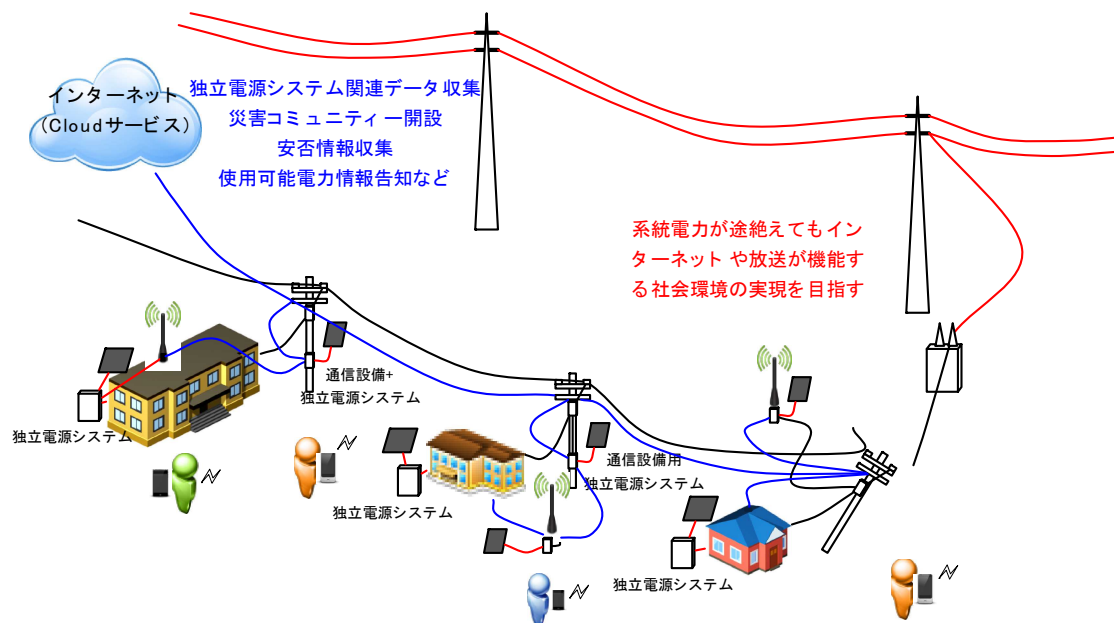
IoT: 物のインターネット (Internet of Things)



通常運用イメージ



災害時運用イメージ



2) 中小企業の経営革新、市場創造、第2創業を促進するために

県には、地域資源産業認定事業計画や応援ファンド等の施策があり、その活用を通じてあらたなものづくりの活路を見出している企業も生まれています。このような施策を活用する企業を増やし、既存企業の経営革新、市場創造、第2創業をより効率よく推進するために、以下の点の改善を求めます。

①申請書のボリュームが多く、時間ばかりかかってしまうので足が遠のく中小企業が多いと言えます。申請書の簡素化と、実際に要綱に記載はされているが、認定・承認のポイントをより明確にしていきたい。

②申請書類の作成を簡素化することが必要ですが、制度利用後の支払書類確認において、相見積の提示や新幹線特急券の持ち帰りなど、とても細かいと言える書面をそろえる「効率的ではない」とも言える労力の緩和が必要です。補助金の不正利用を防止するためであるならば、認定時に申請企業の資質を審査する別の判断基準を設けて対処すべきだと考えますがいかがでしょうか。

③市場開拓への県としてのサポートが不十分です。例えば展示会の紹介、各種媒体との連携などの機会はありますが、結果に繋がるまでのフォローがなく、あとはお互いお好きなようにという姿勢です。紹介していただけるのであれば担当機関が各企業の特徴や長所を把握した上での推薦を行っていただき、結果どうなったか等の配慮をしていただきたい。

④「ものづくり補助金」等、申請企業が増えてきていることもあり、審査は厳しくなっていますが、あまり「新規性」を求めすぎるのもいかがなものかと考えます。特に地場産業や伝統産業においては、他社にはない技術的な長所がある企業が多いので、「そこから新たなものを」ではなく、「昔のものを復活し継承させる」ために活用できる制度が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

⑤各制度を活用した企業の展示会や発表会等もあり、その後の繋がりを広げていける機会が増えてきています。しかし、その目的が販路開拓なのか、国や行政に向けてのPRなのか、結果的にただブースを設けただけということに終わってしまっているのも現状です。どのような出展目的であり、その後どんな結果が得られるのか明瞭にさせていただく必要があると考えます。

○会員企業の実践紹介～（株）清原

①平成18年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金（H18 滋賀県）

- ・テーマ：日本の伝統的デザインを現代風にアレンジした「ジャパネスクモダン」のユニバーサルデザインの開発

- ・内容：滋賀県内のデザイン会社・京都造形芸術大学と連携し、従来の伝統柄をベースにした商品の試作に取り組んだ。また男性向けのアイテムとして「漆樹脂」を活用して柄を入れるふくさの試作品等が完成した。

②地域資源活用売れる商品づくり支援事業（H21-H26 近畿経済産業局）

- ・テーマ：自社ブランド「和奏」の確立ならびにハニカム構造を活用した服飾雑貨商品の開発・販売

- ・内容：滋賀県守山市の地域産業資源として認定されている「布帛・ニット縫製品を活用し、主力商品である「ふくさ」の縫製技術を基に、「ハニカム構造式カードケース」の試作・開発を行った。専門家やデザイン会社、大学等とも連携し、カードケースに関しては一部商品化し通販や小売店の販路を開拓した。またデザイン面・技術面においても当事業計画を通じて向上させることができた。

③しが新事業応援ファンド助成金事業（H24, H25 産業支援プラザ）

- ・テーマ：守山市の地域資源「布帛・ニット縫製品（ふくさ）」の縫製技術を活かした「包む」小物入れの開発

- ・内容：滋賀県守山市の地域産業資源である「布帛・ニット縫製品」を活用し、同じく広島の地域産業資源に認定されている「熊野筆」の「化粧筆包み」の企画・試作を中心に、「日本酒包み」等贈答用として喜んでいただける商品企画を行った。当事業計画を通じて自社ブランドである「和奏」の発信・浸透も含め、「ふくさ」以外の商品開発に伴う技術力の向上も見込めた。

④平成25年度 ものづくり補助金（H25 滋賀県中小企業団体中央会）

- ・テーマ：伝統産業と新素材を活用した若年層向け「ふくさ」の開発を通じた「ふくさめる」文化の浸透

- ・内容：伝統産業の織物・染色生地や新たな素材を活用したデザイン性の高い「ふくさ」の試作・開発を行い、主に若年層（新成人や新社会人の世代）に向けて発信し、日本人の「やさしさ」や「思いやり」に育まれた袱紗（ふくさ）の文化を広く浸透させる。

3）中小企業らしい海外展開の推進

わが県は製造業が多く、中小企業の多くは大手企業の下請け業の要素が大きいと思われますので、大手企業の海外展開に対応して、中小企業の海外展開の要否も具体的な検討が必要になります。また、大手の製造業の動きとは別に、中小企業の商品やサービスなどのグローバル展開の可能性について独自に探る必要も出てきています。

これらを取り組むことで企業活性化や地域活性化につながることは、中小企業庁などのレポートでも明らかです。

しかし、中小企業にとって海外展開は非常に壁が高く、容易に取り組めることではありません。

そこで、地方自治体としてさまざまな支援体制が不可欠と考えられます。（ここでの“海外展開”は、商品やサービスなどを自社や協力会社、その他のネットワークを通じて事業に結びつけ海外で商売をすることだけでなく、企業拠点は今のままで海外から地域にきてもらうことも含みます）

以下の点を要望いたします。

①海外展開専門部署による情報発信や相談業務を実施すること

固定の国に寄らない海外展開支援を望みます。まず、情報発信や相談業務を充実させていただきたい。**JETRO**や近畿経産局は大枠の海外展開支援ですが、企業として望むのは「滋賀県企業の海外展開」として特化した専門部署です。

②海外展開支援資金（ファンドや補助金・助成金）の創設

中小企業の海外展開の場合、スピードが重要になります。大手のような十分な調査や資金が望めないで、中小企業はフットワークの速さが必要です。その為に、年度計画にない資金が急に必要になることもあります。これに対応した支援資金制度があると安心して企業活動に取り組めます。

③海外展開ネットワーク形成

中小企業の海外展開においては、ネットワーク形成がとても重要です。企業間の協力体制や提携、事例や現地情報の共有化など、産官学金でネットワークを形成することで事業展開の幅が広がると考えます。

○会員企業の実践紹介～大洋産業（株）

弊社が海外展開を検討・実施の過程においては、**JETRO**や近畿経済産業局の支援が非常に役立ちました。**JETRO**であれば、現地のF/Sの為の安価な事務所賃貸や情報提供という仕組みが短期間で計画化～使用ができ迅速な経営判断をすることが出来ました。（進出先 ベトナム）

具体的には、2012年5月に海外展開を模索するために**JETRO**へ相談、7月から**JETRO**ハノイのレンタルオフィスを借りF/S活動、11月のハノイでの水ビジネス展示会出展、12月に投資申請、2013年1月ライセンス取得（現地法人設立）という非常に迅速な動きが出来たのも**JETRO**や近畿経済産業局のおかげです。

そのようにして設立した現地法人のベトナム事業展開は「ローカル企業との協業で日本仕様・品質かつベトナム価格の事業展開を推進」の方針です。

具体的な事業内容は、

- 工業部品、機械、装置の輸出入、販売 ○水処理装置の設計製作 ○プラント配管工事
- 給排水システム、空調システムの設置 ○機械、設備の修理およびメンテナンス
- 個人向け家庭用浄水器の販売サービス ○各種コンサルティングサービス

弊社の強みは、上記事業を行うに当たり日本での長年の経験からの知識および技術蓄積をベースに、同業種、類似業種、異業種のネットワークを駆使し、ベトナム国内への日本の技術や商品・サービスを展開できる事とそれらをベトナムローカル企業との協業でリーズナブルな価格帯で提供することにあります。

現在は、ハノイを中心に民間企業や個人などの民需を進めていますが、将来、ホーチミンやダナンなどの中核都市への展開、そして官需案件を獲得していくことが、弊社の安定した企業発展に必要です。

しが水環境ビジネス推進フォーラム、関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム（Team E-Kansai）や他の水ビジネスの研究会などに所属し、情報収集やネットワーク形成で更な

る発展を目指している途上です。

4) 中小企業の社会的役割・存在価値を正しく伝えとともに、人材の確保を促進する事業の展開を

雇用状況の変化、さらには少子化が進むもとで、中小企業の人材確保は厳しさを増しています。これは、個々の中小企業の経営努力によって改善されることと、日本社会の中で中小企業が置かれてきた社会・経済構造による誤解もふくめた先入観そのものを改めていかなければならない取り組みでもあります。

中小企業が抱える個別的、社会的な採用活動への困難を解消し、中小企業憲章（2010年6月閣議決定）にある「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」こと、さらには「県活性化条例」を具体化する取り組みとして、以下のことを要望いたします。

①教育委員会等の関係機関とも連携し、就学年齢に応じて「働く」ということ、地域経済を担い雇用を守っている中小企業の社会的役割・存在価値などが正確に伝わるように、小・中・高・大学のそれぞれの授業に職業教育プログラムを策定し実施して下さい。

②同友会では、中小企業経営者や幹部社員が学生に「働くことの意義」「中小企業経営の魅力」「地域社会における中小企業の役割」等を直接講義したり、プロジェクト型インターンシップに取り組むことで、学生からも好評を得ています。このようなことを通じて、中小企業が地域経済に果たす役割を広く理解して頂き、何より新たなビジネスへの挑戦を可能にするネットワークが構築されることを望んでいます。そのような取り組みが、さらに県下の大学等で広まるようにして下さい。

③学校の先生方自身に、中小企業が社会に果たしている役割を正しく認識して頂くことが極めて重要です。そのための仕組みとして、教員免許取得時の資格要件として、一定期間の中小企業職場体験（インターンシップを含む）を必須科目としてください。また、教員採用試験及び教員免許更新時の講義には中小企業をテーマにした内容を取り入れてください。

④企業説明会等への参加をする前段階として、新卒採用に意欲的な中小企業が採用の経験を学び自社でも活かすために、採用で成果を上げている企業の視察や、大学の就職課とのパイプづくり、さらには大学との連携で学生と働くことについて懇談するような機会を県として継続して開催するなど、中小企業の採用活動のすそ野を広げるための取り組みをしていただきたい。

⑤若年無業者（県内にニート約6,000人 引きこもり約6,000人）の経済的自立を促すために、中小企業やNPOが共同して取り組む就労支援に向けての各種活動が促進されるように、県としても積極的な協力をお願いしたい。

5) 外形標準課税の適用拡大など中小企業向けの増税に反対すること

政府税制調査会は、外形標準課税の適用を中小企業まで拡大することや中小企業向けの増税を検討するなどの法人税改革への提言を行っています。もし外形標準課税の適用拡大等が実施されるなら、消費税増税に引き続く増税により、経営の活力を削ぐ可能性があります。しかも、外形標準課税の適用拡大等の理由が、法人税減税の代替財源であることは、まったく承服できません。

中小企業は企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たしています。中小企業は従業員給与の所得税や社会保険料などを負担しており、日本経済の根幹を支えています。外形標準課税は赤字企業でも払わなければなりません。中小企業憲章には、中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考えるとありますが、手続的にも中小企業の声を聴かない、一方的なやり方に対して異議を申し立てております。

県としても、中小企業の活力を削ぎ、地域経済を衰退させることにも繋がる外形標準課税の適用拡大をはじめとする中小企業向けの増税に対して、反対の意思表示を行っていただきたい。

3. 「地域主権を貫く県政」について、「主権」の定義付けと、中小企業振興 および住民の安心安全な暮らし、それらを担保する財源確保を切り口に示していただきたい。

○地域主権の具体的な内容について

地方自治は、国政のようなイデオロギーだけでは進まず、かつ、利害調整が政党のイデオロギーだけでは解決できない課題を、現実の暮らしの中で多く抱えています。

「地域主権」は、人口減、暮らしをささえるという点から県政の柱であると言えます。

平成の大合併は、「地域」の捉え方を大きく変えるものとなりました。

京都府北桑田郡京北町は、京都市との合併により京都市右京区になりました。なにより地域を軸として見た場合、「首長」「議会」「役場」「予算」が消滅したことで、地域社会としての政治的・行政的意思決定システムが喪失しました。

合併後も人口減と急激な高齢化がすすんでおり、現状は旧来の地縁で地域が持続していると言っても過言ではありません。

このような中で「地域社会をいかに持続させるか」「地域の自立はいかにして可能か」という問題は喫緊の課題であると言えます。

政治的・行政的意思決定システムが再興出来ない中、重要なのは企業誘致や補助金依存ではない内発的な「地域資源を活用した殖産興業的な地域創造活動としての新たな地域産業の創出」であると考えます。

同友会では、地域主権を「地域の誇りが人をつなぎ、小さな経済を動かす」。そして、その動きが暮らしを根付かせるとのものであると捉えています。規模の経済活動を誘致するだけではない新たな価値観の元で「暮らしを守る」ということを基調とした経済政策が必要であると考えます。

中小企業憲章と県活性化条例は、地域経済の根幹を担う中小企業のたゆまぬ努力とそれを守る

ことが「暮らしを守る」ことにつながるものでなければならないことを示しています。

上記のような認識に立って、以下の点を明らかにしていただくことを要望いたします。

①地域をどう捉え、主権をどう定義づけるか、加えて地域雇用の担い手である中小企業に対する施策の具体化を示していただきたい。

②地方分権の推進や少子・高齢社会に向けた介護・医療・子育て支援など地方公共団体が担うべき役割とこれに伴う財源の確保をどうすすめて行かれるかを示していただきたい。

以上

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成 24 年滋賀県条例第 66 号）

滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしている。

全国有数の「モノづくり県」である本県産業を支えているのは、確かな技術や品質管理を誇る滋賀の中小企業である。また、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」に代表される近江商人の精神は、滋賀の中小企業に受け継がれている。

しかしながら、今、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化している。さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念され、また、自然災害などに対する危機管理も課題となっている。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠である。これによって、地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていく。

また、厳しい経済や社会の状況の中にあっても、中小企業には、未来に向け果敢に事業活動を展開するとともに、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍することが強く求められている。

私たちは、中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、中小企業の活性化を推進していくことを決意し、ここに滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策（以下「中小企業活性化施策」という。）の基本となる事項を定め、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業の活性化 中小企業による自らの成長を目指す取組が促進され、その経営基盤が強化され、および産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること。
- (2) 家族により小規模な経営を行う事業者その他の小規模な事業者に配慮する等、中小企業者の経営規模が勘案されること。
- (3) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること。
- (4) ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行う業種をいう。以下同じ。）の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特色が生かされること。
- (5) 県、中小企業者、関係団体等（中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）および金融機関をいう。以下同じ。）、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業活性化施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等、国および他の地方公共団体との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。
- 3 県は、中小企業の活性化に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

(中小企業者の努力)

第 5 条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、基本理念にのっとり、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第 6 条 中小企業に関係する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。
- 3 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者の研究開発、新規事業の創出ならびに人材の確保および育成に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

- 4 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第 7 条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化が地域の経済および社会の発展に寄与することについての関心および理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品の購入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(中小企業活性化施策の基本)

- 第 8 条 県が実施する中小企業活性化施策は、次項から第 4 項までに定める施策を基本とする。

- 2 県は、中小企業による自らの成長を目指す取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援その他の方法により、当該分野における中小企業の参入および事業活動の促進を図ること。

(2) 地域の実情および特性を踏まえた商品および役務の開発に対する支援、これらの利用の推進その他の方法により、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進を図ること。

(3) 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進その他の方法により、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進を図ること。

- 3 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること。

(2) 資金の供給の円滑化、経営改善および危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術の円滑な承継に対する支援その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。

(3) 創業に向けた環境の整備、創業に関する意識の啓発、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。

(4) 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

- 4 県は、産業分野の特性に応じ、中小企業の事業活動が活発に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進その他の方法により、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大を図ること。

(2) 商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備、商店街における創業の促進その他の方法により、小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(3) 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これらを活用した事業の推進その他の方法により、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大を図ること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(連携および協力の推進)

第 9 条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進するものとする。

2 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(実施計画)

第 10 条 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(検証および施策への反映)

第 11 条 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項の検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第 12 条 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、中小企業者、関係団体等および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第 13 条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 14 条 県は、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上および税制上の措置)

第 15 条 県は、中小企業活性化施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(滋賀県中小企業活性化審議会)

第 16 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第 10 条第 2 項および第 11 条第 2 項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第 17 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、中小企業の活性化に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 滋賀県中小企業振興審議会設置条例（昭和 38 年滋賀県条例第 34 号）は、廃止する。

3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 31 号の 2 を次のように改める。

(31)の 2 滋賀県中小企業活性化審議会の委員

【参考資料】

中小企業憲章 閣議決定 平成 22 年 6 月 18 日

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいえるべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間

連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二．起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三．創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四．公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五．セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する

- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める
- ・政府一体となって取り組む

こととする。

3．行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一．中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二．人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三．起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業

を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四．海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五．公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六．中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのために、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七．地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八．中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

中小企業家同友会の理念

○「3つの目的」

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

○「自主・民主・連帯の精神」

○「国民や地域と共に歩む中小企業」

良い会社・良い経営者・良い経営環境をめざす

滋賀県中小企業家同友会

〒525-0059 草津市野路8丁目13-1

TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail jimu@shiga.doyu.jp

ホームページ <http://www.shiga.doyu.jp>